

# 那須国造碑と那須直氏私考

高 島 英 之

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| 1. はじめに         | 6. 那須直韋提と那須国造一族       |
| 2. 那須直氏         | 7. 日本古代の碑の初源          |
| 3. 那須国造碑        | 8. 古代日中における碑に対する認識の相違 |
| 4. 那須国造碑の内容     | 9. 日本古代の碑の特色          |
| 5. 那須国造碑は墓碑ではない | 10. おわりに              |

## — 論文要旨 —

那須国造碑の碑文は、那須直韋提の事績を単に顕彰するだけにとどまらず、生前の韋提の地位を、韋提の嗣子であろう意斯麻呂が継承したことを述べ、「孝」の概念を核にして国造那須直一族の団結を期することを目的としたものと考えられる。すなわちこの碑は、那須直韋提の自身を顕彰する碑であるとともに、那須直氏の地位継承記念碑であり、碑文の内容は、あくまで故・韋提の顕彰と、子孫らによる父祖・韋提への孝行の念の表白を第一義としたもので、墓碑という概念のものではない。

承和15（848）年には、下野国那須郡に隣接する陸奥国の最南端、白河郡大領奈須直氏が「阿倍陸奥臣」の氏姓を賜っており、律令国家の対蝦夷政策における政治上・軍事上の要衝である下野・陸奥国境にまたがって、在地支配の根幹として那須直氏一族が配されており、彼らの地域における政治的かつ軍事的な立場の重要度が伺える。

那須国造碑が述べる那須国造・那須直韋提の那須評督就任は、必ずしもその時点における那須建評を意味するとは限らず、那須評はそれ以前にすでに成立しており、当時、那須国造の称号を有していた、地域きっての名族の長であり、地域の伝統的宗教的権威者である那須直韋提が、中央政府から、律令制国家における地域支配の長としての政治的な権力と権限をも付与されたことを示す。

那須直氏は、ヤマト王権からみて元来が独立性の強い、地域の大勢力である下毛野君・上毛野君両氏を牽制することを期待されながら、地域においては王権との密接な結びつきを根拠として、地域支配に臨んだ氏族と位置付けることが出来る。族長・那須直韋提の死去とその嗣子であろう意斯麻呂の那須国造位・評督職継承を契機として、8世紀初頭の、律令国家成立の段階でいち早く、律令制を支える根本理念の一つである儒教思想の「孝」行と、それと表裏一体であるところの「忠」の理念に貫かれた那須国造碑が建碑されるのも、そうした那須直氏の歴史的経緯から見れば、有る意味で必然的な帰結と言うことが出来る。

## キーワード

対象時代 飛鳥・奈良時代  
対象地域 東国  
研究対象 古代豪族・金石文

## 1. はじめに

古代氏族に関する研究が日本古代史研究の中で重要なポジションを占めることは、今更言うまでもないであろう。

ことさらに史料が少ない古代の東国社会を研究する上では、史料上、いささかなりとも記載のある在地氏族の動向を検討することは、在地支配の原理や具体相を解明する上で重要な課題の一つであり、これまで多くの研究が積み重ねられてきている。

ここにとりあげる那須直氏についても、那須国造碑という稀有の金石文との関連から、膨大な研究の蓄積があるが、ここでは従来、あまり注目されてこなかった那須直氏の在地における動向と、東国社会において支配者として果たした役割について検討したい。

## 2. 那須直氏

那須直韋提は、栃木県那須郡湯津上村にある、いわゆる「那須国造碑」にのみ、みえる人物である。『先代旧事本紀』国造本紀には、

那須国造 繼向日代御代、建沼河命尊孫大臣命、定二  
賜国造一。

とあり、景行朝に建沼河命の孫・大臣命を国造に任じたとみえるのが那須国造の文献上の初見である（篠川1996ほか）。

那須国造碑の所在地である現・栃木県那須郡湯津上村から小川町の一帯には那須駒形大塚古墳・那須八幡塚古墳・上侍塚古墳・上侍塚北古墳・下侍塚古墳など長さが50m級～100m級の前方後方墳をはじめ、古墳時代前期から中期にかけての大規模な古墳が多く分布しており、いずれも那須国造に関わるものと推定され、この地一帯が早くから那須国造となった地域首長の本拠地であったことを想像させる。

『先代旧事本紀』国造本紀にみえる建沼河命は、『古事記』にみえる阿倍臣らの祖・建沼河別命と同一人物と見られるが、その孫の大臣命の名は国造本紀以外にはみえない。那須国造碑文中にみえる「広氏」という文言を、ヤマト王権による伝説上の東国支配者として名高い豊城入彦命の後裔として系譜にみえる「広来津公」のこととみて、韋提を豊城入彦命の後裔氏族であり、地域きっての大豪族であった上毛野君氏・下毛野君氏、後の上毛野朝臣氏・下毛野朝臣氏とも同族であるとみる見解もあるが（斎藤ほか1986ほか）、後述するように、那須直氏は、阿倍臣氏との同族関係で規定されていることからみても、豊城入彦命の後裔氏族とは見なしがたい。

## 3. 那須国造碑

那須直韋提のことが記された唯一の史料である那須国造碑は、現在、栃木県那須郡湯津上村字笠石に所在する

笠石神社の本殿（碑堂）に神体として祀られている。この碑は、江戸時代前期の延宝四年（1676）四月、偶々当地を訪れた僧・円順が里人の風聞を得てその所在を知り、これを馬頭村小口郷梅平の里正・大金重貞に話をしたことから世に知られるようになったという（大金重貞「笠石建立記」『那須記』）。円順の話を聞き取った大金重貞は、早速、現地に赴いて実地調査を行って碑文の解読と考察を試み、これをかねてから執筆中の『那須記』に記した。この後、大金重貞は、これを天和三年（1683）六月に馬頭村を巡回した水戸藩主・徳川光圀の上覧に供したため、那須国造碑はかねてより『大日本史』編纂を志していた光圀の注目するところとなった。光圀は、元禄四～五年（1691～92）に下命して、碑の周囲の土地を買い上げて植樹し、碑の保護と顕彰を目的に碑の覆堂として笠石神社を建立し、これが現在に至っている。また、この碑に出てくる那須国造の墳墓を探索するため、儒臣・佐々宗淳を派遣し、湯津上村に現存する上侍塚古墳・下侍塚古墳の発掘調査を行わせたことも著名である（栃木県立なす風土記の丘資料館2004ほか）。

那須国造碑の材質は灰色味を帯びる花崗閃緑岩で、碑所在地近隣の八溝山地から産出される。石質は硬いので耐久性には富むが、加工は困難である。しかしながら割るのは比較的容易で、大きな岩塊を割って、おおまかな形状を作り出し、細部を仕上げて整形していくものと見られている（田熊1987ほか）。

現在は二段の基石の上に碑石が置かれており、直方体状の碑身の上部に平面正方形、尖頂部を切り欠いた欠く四角錐状の笠石が置かれている。笠石を含めた台座から上の高さは約148cm、碑身部の最大幅は48.5cm、最大厚さは41.5cm、笠石は下底部幅51.5cm×厚さ47cm×高さ28cmを計る。碑身と笠石とは元来同一の石材であった可能性が高いと言うことである。文字は南向きの碑面中央部に一行十九字詰で八行にわたり刻み込まれている。刻字の線幅は0.1～0.3cm、線の深さは0.03～10mm余り、文字の大きさは方1.8～2.0cmで、全百五十文字が完存している。その各々は、実測値から推察すると、字間・行間ともおおむね3.16cmの方眼に巧みに割り付けられており、緻密で計画的な製作の様子を伺うことが出来る。一行十九字という書式は、魏晋南北朝以来隋唐に至る墓誌石の書式に影響を受けたものと考えることが出来る（田熊1987、東野2002ほか）。

## 4. 那須国造碑の内容

なお、那須国造碑の文面は以下の通りである。釈読・訓読は、田熊1987に、大意は、今泉1988および東野2002をそれぞれ参考とした。

(本文)

永昌元年己丑四月飛鳥淨御原大宮那須國造

追大壹那須直韋提評督被賜歲次康子年正月  
二壬子日辰節殄故意斯麻呂等立碑銘偲云尔  
仰惟殞公廣氏尊胤國家棟梁一世之中重被貳  
照一命之期連見再甦碎骨挑髓豈報前恩是以  
曾子之家无有矯子仲尼之門无有罵者行孝之  
子不改其語銘夏堯心澄神照乾六月童子意香  
助坤作徒之大合言喻字故無翼長飛无根更固  
(訓読)

永昌元年（持統三年 689）己丑四月、飛鳥淨御原大宮の那須國造、追大壹、那須直韋提、評督を賜はる。歳は、庚子（文武四年 700）に次れる年の正月、二壬子の日、辰の節に殄りぬ。故に意斯麻呂等、碑銘を立てて、偲びて尔云う。

仰ぎ惟みるに、殞公は廣氏の尊胤にして、國家の棟梁なり。一世之中、重ねて貳照を被り、一命之期、連ねて再甦を見る。骨を碎き髓を挑げ、あに、前恩に報いん。

是を以て、曾子之家には矯子有ること無く、仲尼之門には罵者有ること無し。孝を行うの子は、其語を改めず。夏の堯の心を銘じ、神を澄まし乾を照らす。六月童子は、意、香しくして坤を助け、作徒之大なり。言を合わせて字を喻にす。故、翼無くして長く飛び、根無くしても更に固まらん、と。

(大意)

周（唐）の年号で言う永昌元年（持統三年・西暦689年）己丑の歳の四月に、飛鳥淨御原朝廷から那須評督（後の大宝・養老令制でいう郡領）に任じられた那須國造の追大壹（後の大宝・養老令制でいう正八位相当の位階）、那須直韋提は、庚子（文武四年・西暦700年）年の正月、二壬子の日、辰の節に殄った。故に、意斯麻呂等は、碑銘を立てて、故人を偲んで言う。

ふり仰いでみると、亡き公は大族の尊い末裔で、大和国家の棟梁であった。

一代の間に、那須國造に那須評督とを兼ねて任じられ、命が終わった後、引き続き、また甦った（跡継ぎの子の意斯麻呂に、再びその地位が引き継がれた）。

故人は骨身を碎くほどに励み、朝廷からうけた前恩に報いようとしていた。そこで、孔子の高弟で、孝行徳行の人であった曾子の教えを受けた人には驕り高ぶる不孝の人が無く、孔子の門弟には、重罪である父母を罵ることをするような不孝の人がいないというように、自分は父への孝行を旨としたい。

伝説上の中国古代・夏の聖天子で、舜の孝行の心をめでて自らの帝位を彼に譲った堯帝の真情を自らに銘じて、精神を磨こうと思う。中国古代の『孝子伝』中の人物である伯奇（六月童子）のように、孝

心が篤い人々がたくさん集まって碑文を起草し、故人の顕彰碑を作ったのである。

ここに那須直韋提公の名声と徳行が永く伝わり、一族の団結がさらに強くなることを願うところである。

早くから指摘されているように、碑文冒頭の「永昌元年」は、唐の高宗皇帝の皇后で、高宗の死後、自ら帝位を踏み、国号を唐から「周」へと改めた中国史上空前絶後の女帝・武則天（則天武后・聖神皇帝）の治世にあたる。

わが国では独自の元号が制定されていない時期にあたり、年次表記の手段として中国元号を用いたものと考えられる。いずれにせよ、古くから指摘されているように、この時期には新羅からの渡来人が多く下毛野国に移配されており（『日本書紀』持統3年(689)4月庚寅条、同4年8月乙卯条）、周（唐）の年号の使用を含め、儒教思想や仏教思想を下敷きとし、中国古典の知識を元に作成されている碑文の内容から見れば、碑文の撰者は、こうした渡来人、あるいは彼らと密接な関係を持つ人々であると見て、まず、間違いないところであろう（斎藤ほか1986、新川1992、篠川1996、鎌田2001、東野2002ほか）。

## 5. 那須国造碑は墓碑ではない

那須国造碑の碑文は、従来より指摘されているように「孝」の心を主題として作成されている（東野2002ほか）。

碑文は那須直韋提の事績を単に顕彰するだけにとどまらず、生前の韋提の地位を、たぶん韋提の嗣子であろう意斯麻呂が継承したことを述べ、「孝」の概念を核として国造那須直一族の団結を期することを目的としたと考えられる。その意味でこの碑は、那須直韋提の顕彰碑であるとともに、まず那須直氏の地位継承記念碑と言うことが出来る。

従来は、那須直韋提の没年＝文武4年・西暦700年に近い頃、那須直韋提の墓碑として建立されたとする見解が一般的であった。確かに、碑の建立年代については、韋提の事績の顕彰と子（であろう）・意斯麻呂の那須國造・評督（郡領）位継承という碑文の内容から見て、韋提の没年（西暦700年）にそう遠くない時期であろう。しかしながら碑文の内容が、あくまで故・韋提の顕彰と、子孫による父祖・韋提への孝行の念の表白を第一義としているところから見るならば、その可能性が皆無とは言い切れないものの、墓碑と規定するのは適当ではなかろう。

碑文は全編「孝」の概念で貫かれている。「孝」は、儒教の根幹をなす德目であり、それが特に重要な意味を持つようになったのは、律令国家が形成されてからである。言うまでもなく、律令国家の根本理念は儒教であったから、日本令でも孝子の顕彰規定（例えは賦役令孝子順孫



図1 那須国造碑位置図

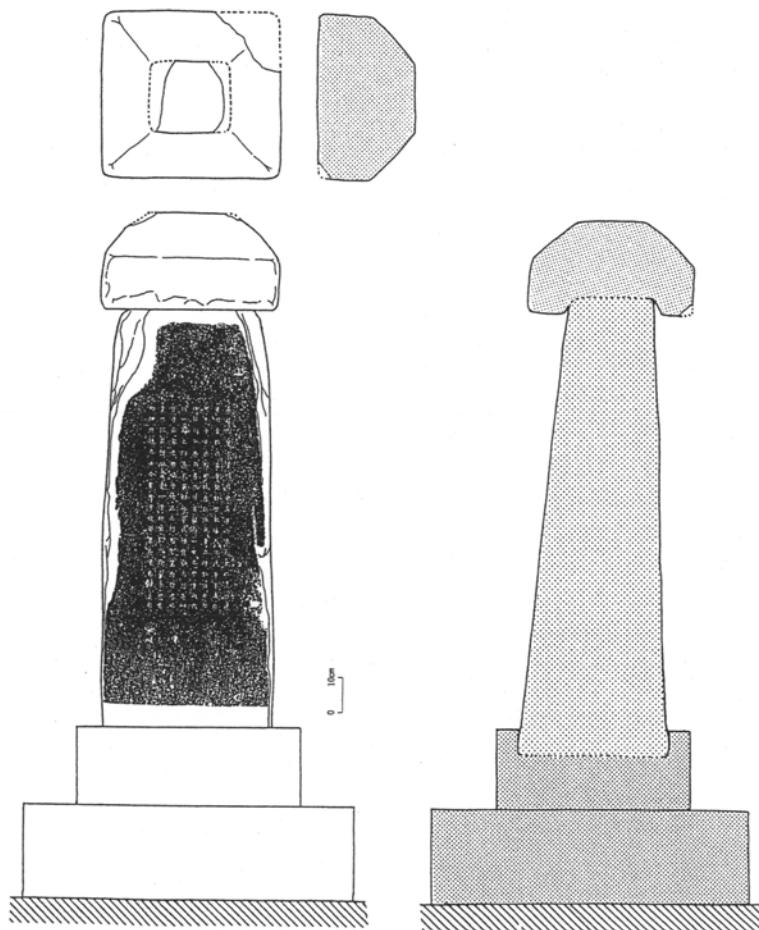


図2 那須国造碑実測・拓本合成図（田熊清彦氏作成の実測図に拓本を合成、国立歴史民俗博物館『古代の碑』1997より）

条など）など、孝行が奨励されている。このような事情が、孝の概念や孝子の事績を一段と普及させる原動力となつた。この那須国造碑の建立が那須直韋提の死後まもなくのことであるとすれば、大宝令の施行直前の段階で、すでに東国 の在地豪族層の間に孝の思想の概念が持ち込まれていたことを示すものということになる。

また、東野治之氏が指摘しておられるように、「孝」は「忠」と一体の概念であり、文中に堯の故事を下敷きにした表現がとられていることから見ても、一方で、朝廷への忠義の念を示す意義を備えていたことも注目しておく必要があろう（東野2002）。

## 6. 那須直韋提と那須国造一族

先にも述べたように、『先代旧事本紀』国造本紀によれば、景行朝に、阿倍臣らの祖である建沼河命の孫の大臣命を任じたとするのが那須国造の文献上の初見にあたる（篠川2001ほか）。

『続日本後紀』承和15年（848）5月辛未条には、  
陸奥国白河郡大領外七位上奈須直赤竜、（中略）  
賜姓阿倍陸奥臣。

とあり、下野国那須郡に隣接する陸奥国の最南端、白河郡大領の奈（那）須直赤竜が阿倍陸奥臣の氏姓を賜っているところから見ても、この氏祖伝承は、たとえ擬制的なものであったとしても、古くから同氏のなかで継承されてきたものと考えられる。

のことからも那須国造碑にみえる那須直氏は、渡来系など地域における新興勢力等ではなく、那須地方における伝統的首長の一族であったと見なしてよいのではないだろうか。

那珂川中流域の現・栃木県湯津上村から小川町にかけての一帯には、4～5世紀にかけての古墳時代前～中期には、地域屈指の大規模な前方後方墳が継続して築かれ、当該期にかけて地域を支配した勢力の中心地域であったことを類推させる。その後、この地域には6世紀後半頃までは大型の古墳は築かれないと、6世紀後半から7世紀初頭にかけて、大規模な横穴式石室を持つ前方後円墳や円墳が次々と築かれている。また、7世紀初頭以降は大型の古墳は築かれなくなるが、それに代って小型の円墳や横穴墓が築造されるようになってくる。当然のことではあるが、古墳の動向と国造制という政治体制の変遷とを安易に短絡的に結びつけることはできず、むろん慎重な検討を要するが、那須国造一族の墳墓としてこれらの古墳が形成された可能性も考えられ、地域における伝統的首長としての那須直氏の存在を裏付ける傍証と言えよう。

また、先に引用した『続日本後紀』承和15年（848）5月辛未条にみえる陸奥国白河郡大領那須直氏の存在は、律令国家の対蝦夷政策における政治上・軍事上の要衝で

ある下野陸奥国境にまたがって、在地支配の根幹として那須直氏一族が配されていることを示しており（当時の那須郡領が那須直氏ではない可能性はあったとしても、那須郡が那須直氏の本貫であり本拠地であることには相違ないだろう）、那須直一族の、地域における政治的かつ軍事的な立場の重要度を伺わせるに充分である。

この点は、また、近年の発掘調査の進展によって明らかになってきた、那須郡家と白河郡家の大規模な構造からも、両郡の重要性が思い知らされるのであり（栃木県教育委員会1994～2001、福島県教育委員会1985・1989）、その両郡を支配したのが那須直一族であったということは、那須直氏の政治的立場を考える上で非常に象徴的である。

従来より「那須国造」の存在によって、那須の地域は「下毛野国」とは分離独立した一地方として見られることが多かった（斎藤ほか1986ほか）。確かに、那須地域は、令制・下野国の領域で言えばその最北端部に位置しており、下野国中心の平野部からは距離を置いた地勢にあることや、上述したように4世紀頃から卓越した地域首長勢力の存在が想定できる点から見ても妥当な見解と言える。

しかしながら那須国造碑が述べる那須国造・那須直韋提の那須評督就任が、すなわち「那須國」から「那須評」への「降格」を示すものとは言い難い。那須国造碑が述べる韋提の評督就任は、必ずしも那須評の建評を意味するわけではなく、那須評はそれ以前にすでに成立しており、当時、那須国造の「称号」を有していた地域きっての名族の長である那須直韋提が、律令制国家における地域支配の長としての地位を公認されたことを示すに過ぎないところであろう。言うなれば地域の伝統的かつ宗教的な意味における権威を有する者が、中央政府から政治的な権力と権限をも付与されたということを示しているわけである。

また、これまで、那須地域は板東諸国の最北端部であり、辺境として評制施行の遅れが指摘されてきたところであるが、鎌田元一氏が正しく指摘されたように（鎌田2001）、那須地域は那珂川を通じてむしろ常陸地方と密接に結びついており、その常陸国では孝徳朝に国造国の分割・再編が行われ、遅くとも白雉四（653）年には全面的な建評が行われており、那須地域における建評がひとり遅れていたとは考えにくい。

また、那須氏が、直姓であることも重視すべきであろう。

井上光貞氏が早くから指摘しておられる通り（井上1951）、直姓の国造は、畿内周辺、吉備・出雲などの大勢力を除く中国地方から四国地方など、早くから大和王權の勢力の及んでいた地域に多く存在し、特に東国では名代・子代などの伴造的性格をもった直姓国造が多い。例えこ

の毛野の地域においては、武藏国造の乱に際して大和王権と対抗したとの伝承を有する上毛野君氏、あるいはその同族とされる下毛野きっての大豪族である下毛野君氏など、従来から指摘されているように、全国的に見ても、「君」姓氏族の多くがヤマト王権に対する相対的独立性を有していたこととは対照的に、「直」姓氏族は、より強くヤマト王権への服属を強いられた存在であったと言わわれている。

## 7. 日本古代の碑の初源

ここで、若干、視点を替えて、那須直章堤がその名を残す那須国造碑との関連で、わが国古代の碑について、以下数節にわたって簡単に整理しておきたい。

中国・朝鮮半島から日本列島に「碑の文化」が伝えられたのが、実際いつであったのかは今のところ定かではなく、『日本靈異記』には、雄略朝に小子部栖輕墓に碑文を記した柱を建てたとする説話をのせるが、到底、その時代の事実とは考えにくい。またこれも後世の『釈日本紀』に引く『伊予國風土記』逸文にみえる「伊予道後温泉碑」は、記録にある通りだとすると596年の紀年を有することになるが、これについても現存しない上に上記文献に引かれる碑文中の用語に、当時の用語としては不自然なものもあるため、後世の潤色との見方が根強い。

このようにしてみると、わが国で確実に碑が建てられ始めたのは、現存する碑の中で最古の年紀である大化2年(646)銘を有する宇治橋碑から見ても、また木簡をはじめとする出土文字資料やほかの金石文の用例から見ても、文書主義を事務処理の基盤とする国家の統治システムの成立によって、わが国の政治・文化の中枢部において文字が本格的に使用されるようになってきた、ほぼ7世紀半ば頃からと見て良いだろう。

7世紀中葉以降、11世紀に至るまで、わが国古代の碑で現存するものは18例である。このうち、養老5年(721)の年紀を有するとされる元明天皇陵碑は、現状では陵墓内にあるため公開されておらず、また宮内庁書陵部陵墓課による近年の調査によても、碑石自体は現存しているものの、碑面の風化が著しく、現状では全く判読できないということであり、わずかに『東大寺要録』巻8雜事章の裏書や、藤貞幹『好古日録』、松平定信『集古十種』などの文献によって碑文がうかがい知れる程度であるから、本来は、記録には見えるが失われた碑の部類に分類しておいた方が良いものである。

また、滋賀県大津市に現存する養老元年(717)銘の超明寺碑は、近年の東野治之氏による精力的な調査によって史料的価値が定まりつつあるが、東野氏自身もまだ若干疑問の余地を残しておられる点もないではない。

このようにしてみると、古代の中国・朝鮮半島諸国においてはさかんな碑の文化が花開いたのに対して、わが

国の古代の碑は、記録には残るが実物が失われてしまったものを含めてわずかに30例弱しか存在しておらず、いかにわが国が「碑の文化」を受容・咀嚼できていなかつたかという点が明らかであろう。

## 8. 古代日中における碑に対する認識の相違

ここで注目されるのが、東野治之氏が指摘された日唐喪葬令及び職制律第44条の相違の問題である（東野・平川1999）。以下、東野氏の指摘に導かれて簡単に紹介してみよう。

まず喪葬令では、唐令では、貴族たちが墓に石碑を建てるなどを許す条文の冒頭において虚偽の修辞をしてはならない旨をはっきりと規定し、さらに善政を施した官人を顕彰する碑を建てる場合には、中央政府へ申請して審査と承認を得てはじめて行われるべきことが定められているが、日本令ではこの部分が全く条文にはいっていない。

また、唐職制律第44条では、管理監督職にある官人が虚偽で自分を美化・顕彰する碑を建てたり建てさせたり、あるいは虚偽の善行を人に言いふらさせたりした場合における罰則を規定したものであるが、日本律においては、建碑に関わる罰則自体が規定されていない。

わが国で律令を作成する際には、当然のことながら手本としたのは唐の律令であり、両者の条文を比較してみると、日本律令の条文の中には、ほとんど唐の律令を引き写したもののが多数見られるのであるが、それにもかかわらず、このように碑に関わる条項については日本律令では省略されているのである。この点から見ても、いかにわが国の古代においては、碑を建てるという行為が少なく、法令で規制をする必要がなかったということを示していると言える。わが国における古代の碑の実例や、碑が建てられたとする記録が中国・朝鮮半島諸国のそれらと比べて非常に少ないととも対応している。

『続日本紀』天平勝宝元年(749)4月甲午条には、天皇が諸氏族に対して、歴代の優れた臣の墓で埋もれているものについて新たに標識を置いて整備し、顕彰するよう命じたことが見える。当時、墓碑の建立が唐並に一般的なことであったとすれば、却って問題とはならないはずである。この史料からも、わが国では墓碑の建立が全く一般的な事象ではなかったことが判明する。

## 9. 日本古代の碑の特色

わが国古代の碑の形状はもちろん、内容や建立目的は非常に多種多様であり、全体数が少ないと相俟って、類型化することが難しい。文章を記した長方形状の碑身を主体とし、その上部に碑首、下部に趺を備える中国の石碑に典型的なスタイルのものは現状では全く存在していない。唐代の碑は、碑首の部分に竜やみずちを象った

龜首、趺は亀型をした亀趺で造られる例が非常に多いが、わが国古代の碑で現存するものにはこのような例は全く無い。

ただ、この点もすでに東野治之氏が指摘されているところであるが（東野・平川1999）、釈義空碑は、唐僧義空の来日（承和14年（847））に尽力した入唐僧惠萼が唐に誂えて造らせ、わが国に舶載させたものである。言うなれば、当時わが国で唯一の唐製の碑であり、下って南北朝時代に京都の教王護国寺に実在していたこの碑の断片を実見した禪僧・虎闘師練によれば碑首の断片には額の左右に竜の彫刻が施されていたということであるから（『元享釈書』卷6）、唐代に最も一般的であった、龜首を備えたスタイルの碑であったことが判明する。おそらくはわが国の古代において、唯一、龜首を備えた唐風の碑であったと考えられる。わが国古代の碑には、唐で誂えられた事例にのみ、唐風のものが見られると言うことで、当時、他の文物に関しては盛んに唐風のものが受容されたのに対して、殊更碑に関して言えば、奇異とも言えるほどに唐風が受け入れられていない点は文化史的にも特筆すべきであろう。

那須国造碑や、多胡碑のように、無装飾の笠石を有するスタイルの碑は、新羅の碑のスタイルに見られるものであり、新羅の影響が考えられる。5世紀後半に建立された新羅・真興王巡狩碑のうちの磨雲嶺碑や北漢山碑などとの形態の類似が早くから指摘されている。中国にも笠石を有する蓋首碑は存在するが、木造建築の斗供や屋根を似せた多数の装飾が施されたものであり、新羅・真興王巡狩磨雲嶺碑・真興王巡狩北漢山碑やわが国の那須国造碑、多胡碑にみられるような無装飾の笠石を載せる例は存在していない。現状では笠石状のものは失われているが、宇治橋碑、元明天皇陵碑、阿波國造碑、浄水寺南大門碑、浄水寺寺領碑、浄水寺如法經石などについても、現状では失われているものの笠石が存在していたものと考えられている。

また、一方で、山ノ上碑、超明寺碑、金井沢碑、薬師寺仏足石碑、多賀城碑などに見られるよう、自然石を用い、文字が刻まれる面だけを加工した碑も、例えば561年の新羅真興王巡狩昌寧碑、591年の新羅南山新城碑、789年の永川青堤碑など、新羅の碑に多く見られるスタイルであり、中国には数え切れないほどの碑が存在しているにもかかわらず、このような自然石を使用した碑は全く存在していない。

こうしてみると、一見、多種多様に見えるわが国古代の碑の形態の中で、新羅の碑の強い影響を看取することができるるのである。

また、碑が建立された目的から見ても、中国や朝鮮半島諸国における古代の碑に多く見られるような君主や皇族の行幸啓を記念した碑はわが国には確実な例が無く、

また彼の地において最も広く行われた墓碑の類に相当するものはわずかに2例に過ぎず、政治的・文化的な業績を顕彰する碑にしても非常に少ない。いわば、特定の目的のために盛んに碑が建立されると言うことはわが国の古代においては無かったと言ってよく、突発的に様々な目的や条件が折り合った際に建立された碑がたまたま現存していると見るのが真相に近いように感じる。

また、信仰関係では、寺院の堂宇内に掲出された、縁起簡板とも呼ばれるような大型の木製の板に文字が記されたものが存在していたことも特色としてあげられよう。これらの実例は、一切現存していないので実態には不明な点が少なくないが、わが国の古代では、不特定多数の人々に何らかのメッセージを文章で示したもののが広く「碑」と称されていた可能性が高い。そうなると、石川県津幡町の加茂遺跡から出土した加賀国加賀郡勝示札や、賦役令調物条や太政官符に見える勝示木簡などとの関連も想定されなければならない。

さらに注目されるのが和銅3年（710）の伊福吉部徳足比売墓誌銘文の中の文言である。その中で、金属製の骨蔵器に記録することを「錦に録す」と表現しており、これによって当時の人の意識の上では、金属製骨蔵器に文字を刻むことも「碑」に文章を記録することと同義にとらえられていることが判明する。上述した木製の「碑」とともに、石碑以外のものが「碑」と称されるところに、中国・朝鮮半島諸国のように石碑を建立する習慣が古来より広く行われなかった、「碑の文化」を充分に受容できなかったわが国の文字文化の特色が現れているように思われる所以である。

古代中国・朝鮮半島諸国に比して、何故に古代のわが国においてはかくも碑の文化が定着しなかったのであろうか。

この点をまず日唐の石材加工技術の格差に求める見解がある。確かに、釈義空碑のように、唐の地において誂え、体積重量ともに運搬が困難な物体であるにもかかわらずわざわざ海路を経てわが国にまで将来した碑が存在していたことから見ても、一見、成り立ちそうな仮説ではある。しかしながらわが国では遙かに古墳時代以来、古墳の石室の石材の切り出し・加工・構築に見られるような精緻な石材加工構築技術は存在していたわけであり、次第に古墳が造営されなくなってくる7世紀以降においても、宮殿・寺院の建築における主要堂宇の基壇や鷗尾・相輪などに石材加工技術は発揮されており、必ずしもわが国の古代において石材加工の技術が極端に未熟であったとは考えにくい。

わが国において、かくも碑の建立が一般的にならなかつた最大の理由は、やはり識字率の問題であろう。

碑によって不特定多数の人々、とくに民衆にメッセージを伝えるには、当然、彼らの側にそれを読むことがで

きるという前提があつてはじめて、目的が達成されるわけであるが、近年の全国各地の遺跡から出土している膨大な量の多種多様な古代の出土文字資料の状況からも、古代の民衆レベルにおける本来的な意味における文字文化の浸透度は決して高くはなかったということが明らかになっている。わが国の古代社会における文字文化の成熟度の低さによって、碑を建て、君主や為政者の徳や政治的行政的な業績を文章に録し、後世に伝えるという方法は、中国や朝鮮半島諸国のように必ずしも有効でなかつたのであろう。だからこそ、わが国では碑の文化は受容されなかつたのだろうし、展開のしようもなかつたのではあるまいか。

この点は、榜示による官司の命令・意志の民衆への伝達の際に、出土した榜示札の実物にも、また榜示を指示した法令文中にも、衆諸への口頭による読み聞かせを命じる文言が存在していることからも伺えることである。即ち、碑のように文章で記録したものを見てただけでは、その内容を広く民衆に伝えることができなかつたという古代日本における文字社会の本質が反映されているのであろう。この点は、文字社会の中核であるはずの律令中央政府の政務処理の場においても、律令法の原則によって唐に倣つた徹底的な文書主義を基盤とする統治システムが形成・運用されていたにもかかわらず、文書行政全般にわたつて口頭による伝達が併用され続けたことからも充分推測できることである。

このようなわが国における碑の文化の低調さは、その後、平安時代以降も急速には変化していないようである。確かに中世には、関東地方において仏教信仰に関わる板碑が盛んに建立されるようになり、遺品も少なくないが、それにしても局地的なものであり、普遍化はしていない。

## 10. おわりに

那須直氏は、元来がヤマト王権に直結し、王権からみて独立性の強い地域の大勢力である下毛野君氏と上毛野君氏を、いわば牽制することを期待されながら、地域においては王権との密接な結びつきを根拠として、地域支配に臨んだ氏族と位置付けることが出来る。

族長・那須直韋の死去とその嗣子であろう意斯麻呂の那須国造位・評督職継承を契機として、8世紀初頭の、律令国家成立の段階でいち早く、律令制を支える根本理念の一つである儒教思想、特にその基本理念である「孝」行と、それと表裏一体であるところの「忠」の理念を強く全面に押し出した那須国造碑が建碑されるのも、そうした那須直氏の歴史的経緯から見れば、有る意味で必然的な帰結であったとも言えるのではないだろうか。

## 参考文献

- 井上光貞 1951 「国造制の成立」(『史学雑誌』60-11、のち同氏著『大化改新』弘文堂書房1970に再録)。  
 尾崎喜左雄 1976 『上野三碑』中央公論美術出版  
 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編 1979 『日本古代の墓誌』同朋舎  
 尾崎喜左雄 1980 『上野三碑の研究』尾崎先生著作刊行会  
 斎藤忠 1980 「那須國造碑」(栃木県史編纂委員会編栃木県史通史編2)。  
 上田正昭ほか編 1982 『古代東国の謎に挑む』あさを社  
 斎藤忠 1983 『古代朝鮮・日本金石文資料集成』吉川弘文館  
 田熊信之 1983 『上毛多胡郡碑』中国・日本史学文学研究会  
 福山敏男 1983 『福山敏男著作集6 中国建築と金石文の研究』中央公論美術出版  
 東野治之 1983 『日本古代木簡の研究』塙書房  
 斎藤忠・大和久震平 1986 『那須國造碑・侍塚古墳の研究』吉川弘文館  
 福島県教育委員会 1985 『関和久遺跡』  
 田熊信之・田熊清彦 1987 『那須國造碑』中国・日本史学文学研究会  
 今泉隆雄 1988 『銘文と碑文』(岸俊男編『日本の古代14ことばと文字』中央公論社)。  
 上代文献を読む会編 1989 『古京遺文注釈』桜楓社  
 安倍辰夫・平川南編 1989 『多賀城碑—その謎を解く』雄山閣  
 福島県教育委員会 1989 『関和久上町遺跡』  
 坂本太郎・平野邦雄監修 1990 『日本古代氏族人名辞典』吉川弘文館。  
 田熊信之 1992 『古碑略説』(『武藏野女子大学紀要』27)  
 新川登鬼男 1992 「『那須國造碑』と仏教」(『日本歴史』532)。  
 群馬県立歴史博物館 1994 『日本三古碑は語る』。  
 栃木県教育委員会 1994~2001 『那須官衙関連遺跡』1~7  
 佐伯有清 1995 『古代東アジア金石文論考』吉川弘文館  
 篠川賢 1996 『日本古代国造制の研究』吉川弘文館。  
 国立歴史民俗博物館編 1997 『古代の碑』  
 あたらしい古代史の会編 1999 『東国石文の古代史』吉川弘文館  
 東野治之・平川南 1999 『よみがえる古代の碑』(財)歴史民俗博物館振興会  
 高島英之 2000 『古代出土文字資料の研究』東京堂出版  
 前沢和之 2001 『地域表象としての古代石碑』(『歴史評論』609歴史科学協議会)  
 東北歴史博物館編 2001 『ふるきいしぶみ 多賀城碑と日本古代の碑』  
 鎌田元一 2001 『律令公民制の研究』塙書房。  
 佐藤信 2002 『出土史料の古代史』東京大学出版会  
 石川県埋蔵文化財センター編 2002 『発見!古代のお触れ書き—石川県加茂遺跡出土加賀郡傍示札』大修館書店  
 国立歴史民俗博物館編 2002 『古代日本文字のある風景—金印から正倉院文書まで』朝日新聞社  
 東野治之 2002 「那須國造碑と律令制—孝子説話の受容に関連して—」(池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、のち同氏著『日本古代金石文の研究』岩波書店 2004に収録)。  
 栃木県立なす風土記の丘資料館 2004 『水戸光圀公の考古学—日本の考古学那須に始まる—』  
 東野治之 2004 『日本古代金石文の研究』岩波書店  
 松原弘宣 2004 「国造と碑」(平川南編『文字と古代日本1 支配と文字』吉川弘文館)  
 勝浦令子 2004 「建郡と碑」(平川南編『文字と古代日本1 支配と文字』吉川弘文館)  
 東野治之・佐藤信編 2005 『古代多胡碑と東アジア』山川出版社  
 東野治之 2005 『日本古代史料学』岩波書店  
 森田悌・田村充 2005 「那須國造碑の研究」(『群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編』)

小稿は、平成16年度財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究助成金による成果の一部である。